

温泉とパークゴルフ場のセット券を販売中

温泉保養センター入浴券とパークゴルフ場1日券のセット券を販売しています。通常料金よりお得になりますので、ご利用ください。

- 料 金 500円（通常料金＝温泉入浴券1回390円、パークゴルフ場1日券300円）
 - 販売期間 10月31日まで（温泉保養センター休館日は販売しません）
 - 販売場所 パークゴルフ場の券売機
 - その他 セット券の有効期限は、購入当日限り
- ※緊急事態宣言中は、販売を中止していますので、ご注意ください。

- 問合せ ・農林商工課産業振興係（☎47-2116 役場2階 窓口13番）
- ・スポーツセンター（☎47-2195）

狩猟免許を取得してみませんか！

近年、野生鳥獣が増加しており、それに伴い農作物の被害も増加している現状があることから、野生鳥獣の捕獲者の確保が急務となっています。

野生鳥獣から自身の農地などを守るためにも、狩猟免許を取得してみませんか。

また、狩猟免許取得に係る費用について一部補助させていただきますので、興味のある方は農林商工課産業振興係までご連絡ください。

■狩猟免許の種類

- 第1種銃猟（ライフル銃・散弾銃・空気銃）
- 第2種銃猟（空気銃）
- 網猟・わな猟（くくりわななど）

■狩猟免許取得費用の補助条件

- ・訓子府町に住所を有し、当該年度に新規で狩猟免許を取得された方または取得予定の方
- ・狩猟期間外も有害駆除活動を遂行する方または遂行する意思のある方
- ・第1種銃猟および第2種銃猟の狩猟免許など取得者については、当該免許など取得後、北海道猟友会北見支部訓子府部会の会員になる方

- 問合せ 農林商工課産業振興係（☎47-2116 役場2階 窓口13番）

野生大麻・不正けし撲滅を

「野生大麻・不正けし撲滅運動」が、6月1日から9月30日まで実施されます。町では、運動期間中に北見保健所とともに、町民の皆さんのご協力で抜き取り作業を実施する予定です。

大麻は、葉を乾燥させ、たばこのように煙を吸引すると幻覚や妄想などの精神的影響のほか、身体的にもさまざまな影響を及ぼし、大変危険です。

自分が所有、使用している土地に野生大麻が自生している場合には、除去をお願いします。

けしも大麻同様に麻薬の原料になる種類があります。植えてはいけないけしを、知らないで

観賞用として自宅の庭に植えていても罰せられる場合があります。

鑑賞用として植える場合は、植えていいかどうかを北見保健所に確認してください。

不審車（者）を見掛けたらすぐに通報を

例年、野生大麻を不正に採取し、検挙される事件が発生しています。大麻の所持や売買そのものが犯罪ですが、大麻吸引によって悪質な犯罪へと結び付く可能性もあります。野山で不審な車や人などを見掛けた場合は、警察に通報してください。

- 北見保健所（☎24-4171）
- 北見警察署訓子府駐在所（☎47-2410）

国民健康保険税および後期高齢者医療制度、介護保険の保険料減免を延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方（被保険者）は、保険料（税）が減免となります。適用保険料（税）の期間が、延長となりましたので、お知らせします。

(1)保険料（税）を全額免除

感染により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

(2)保険料（税）の一部を減額

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件に全て該当する方

※介護保険料については、①と③に該当する方が対象です。

主たる生計維持者が、

- ①事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○適用保険料（税）

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料（税）

○その他

申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

○問合せ

- ・国民健康保険税の減免に関すること
町民課（☎47-2193 役場1階 窓口1番）
- ・後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免に関すること
福祉保健課
（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

国民健康保険税の減免について



後期高齢者医療制度の保険料の減免について



介護保険の保険料の減免について



避難情報の発令基準の見直し

災害対策基本法が改正されたことにより、災害時に市町村長が発令する「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化することとなりました。

これまで「避難勧告」は、指定避難所への避難を勧め、「避難指示」は、被害の危険性が高まった場合などに直ちに避難するように発令していました。今回の改正に伴い、市町村は「避難勧告」を出していたタイミングで「避難指示」を発令することになります。

△避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる方は、避難場所に行く必要はありません

△危険な場所から警戒レベル3で「高齢者等（障害のある方や避難を支援する方も含みます）は避難」、警戒レベル4で「全員避難（高齢者等に問わず、全員が危険な場所から避難するタイミングです）」です

△警戒レベル5は、すでに災害が発生・切迫している状況です

△豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう

警戒レベル	5月19日まで	5月20日から	住民がとるべき行動
5	災害発生情報	緊急安全確保	命が危険な状況 ただちに安全確保
警戒レベル4までに必ず避難			
4	避難指示（緊急）	避難指示	危険な場所から 全員避難
4	避難勧告		
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者や障害のある方などは避難

- 問合せ 総務課防災危機管理係（☎47-2112 役場2階 窓口10番）